

議案第 96 号

筑西市手数料条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 8 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市手数料条例の一部を改正する条例

筑西市手数料条例（平成 17 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の項を次のように改める。

戸籍	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料（本籍地以外の請求における交付を含む。）	1 通につき 450 円
	戸籍法の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明手数料	1 通につき 350 円
	戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。）	1 件につき 400 円
	戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料（本籍地以外の請求における交付を含む。）	1 通につき 750 円
	戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に	1 通につき 450 円

関する証明手数料	
戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料（除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付と併せて発行した場合を除く。）	1件につき700円
戸籍法の規定に基づく届出、申請の受理、届書その他市長が受理した書類に記載した事項又は届書等情報の内容の証明手数料	1通につき350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）
戸籍法の規定に基づく届書その他市長が受理した書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	1件につき350円
身分に関する事項を証明した書面の交付手数料	1通につき200円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。